

2019～20 年度  
国際ロータリーのテーマ



東京赤坂ロータリークラブ週報  
Weekly Report

2019～2020 年度クラブテーマ  
会長 土屋 東一

東京赤坂ロータリークラブ

NO. 1534 / 2020. 06. 26

例会/ANA インターコンチネンタルホテル東京

Tel 03-3505-1111

事務局/〒107-0052 東京都港区赤坂 2-19-8

赤坂 2 丁目アネックス 3F

TeL 03-3505-5976

Fax 03-3505-6004

<http://www.akasakarotary.com/>

「協働 親睦 奉仕」

6月26日（金）新旧3役交代式（ＺＯＯＭ）18:00～

※ ダウンロード方法、使い方がわからない方は藤井幹事へご連絡のほどお願いします。

## 退任の挨拶

会長 土屋 東一

一昨18年10月から張さんを中心として奉仕プロジェクト委員会のメンバーが熱心に打合せを重ねてくださり、そして谷口会員のご努力によって昨年8月の洲立てを実施することができましたし、残念ながら退会されることになった鈴木親睦委員長による暑気払いも豪勢なお肉を戴きながら楽しませていただきました。忘年家族会は金澤会員の奥様のパフォーマンスで盛り上げて頂きながら19年を締めいただきました。皆様に厚く御礼申し上げます。

当年度の後半を飾るはずであった旅行会、サンシャイン等は、残念ながら新型コロナウイルス問題によって実施見送りになり、例会も未了のまま、今期を終了しますが、最後に藤井幹事のご努力でズームによる会合が出来たことせめてもの慰めと思っております。

藤井幹事には、これだけでなく万般にわたってお働き頂き、当年度を運営して下さったこと、心から感謝申し上げます。

私は、22年間の当クラブ会員としての役割の一つである会長職をこれまで終わらせていただきますが、この2年間の各会員のご協力に、改めて心からの御礼を申し上げます。



6/19(金)12:30-13:30まで、赤坂ロータリークラブでzoomでの集まりが開催されました

報告：出川 敬司

今回の例会もZOOMで開催し、宿輪純一氏をお迎えし「アフターコロナ、デジタル化で経済成長、逆に『人』を磨け」と題して、卓話を頂きました。

現在進められているデジタル化政策の表・裏のお話しを踏まえ、IT化・AI化などのデジタル化が進めば進むほど、共感や信頼などの人間性が一層重要になってくることを強調されました。

宿輪氏は、大学での教鞭に加えて、一般の方を対象としたゼミナール「宿輪ゼミ」の主催、映画評論など、多方面で活躍をされています。興味を持たれた方はfacebookで「宿輪ゼミ@facebook」をご覧ください。



## 5. 今回のデジタル化のポイント

AI の活用

## “職人”的知識(暗黙知) のデジタル化

デジタル化ができない知識 “人”的役割  
=「人の価値」

逆に“人”を磨くことが大事

アフターコロナ、デジタル化で経済成長  
逆に『人』を磨け

したがに  
国際分散投資を進める  
中国のアドバイス

帝京大学  
宿輪純一教授

2020年6月  
博士(経済学) / 帝京大学 経済学部 教授  
社会貢献公開講義「宿輪ゼミ」代表  
宿 輪 純 一

現職	帝京大学 経済学部 教授／博士(経済学) 社会貢献公開講義「宿命ゼミ」代表・映画評論家・監修
専門	企業戦略・経済・金融・映画
学歴	1963年生 麻布高校・慶應義塾大学 経済学部卒業
職歴	1987年 富士銀行 新橋支店・国際資金会員部、海外勤務、 1998年 三和銀行企画部、合併でCUFJ銀行 UFJホールディングス経営企画部、UFJ総合研究所国際本部等 2006年 合併で、三菱東京UFJ銀行企画部等 2015年3月 定年退職
教歴	2003年 東京大学 大学院 非常勤講師(3年) 2006年 清華大学 大学院(中国)顧問(1年) 2007年 早稲田大学 非常勤講師(5年) 2012年 慶應義塾大学 非常勤講師(5年) 2015年4月 帝京大学 教授(現職)

## 5. 今回のデジタル化のポイント

AI の活用

## “職人”的知識(暗黙知) のデジタル化

デジタル化ができない知識 “人”的役割  
=「人の価値」

逆に“人”を磨くことが大事

本日参加者 21 名(順不同 敬称略)

本作参加者 27 名(順不同) 歌詞担当  
熊本 福田 入沢 穂苅 小原 岩上 大谷 吉田 西澤 浅沼 藤井(宏) 泉 出川 コンシニ 坂口  
谷口 奥野 金山 長谷川 永

# 6/12 卓話：「雇用調整助成金の現状と対策」 金山 駿 氏

※2020年6月12日時点の情報です。

今回は、①雇用調整助成金の現状と、②受給するにはどうすれば良いのか、受給するための対策をお話し致します。

## ①雇用調整助成金の現状

雇用調整助成金（略して、雇調金・コショーキン）は、1975年（オイルショック時）に作られた助成金です。経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、休業等によって、雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して支給されます。

私の年齢（1978年生まれ、42歳）と近く、40年以上も利用されています。

東日本大震災時やリーマンショックのときにも大活躍しました。反面、不正受給も多い助成金です。不正受給公表開始の2011年2月から2013年10月までに、雇用調整助成金を不正受給したと公表された企業は570社で、不正受給額の総額は107億678万円でした。（潜在的な不正受給は、もっと多いのではないかと思います。）

3月初旬ごろから、相談を含めて依頼が少しずつ増えて、現在は手続き、相談合わせて20社程度対応しています。

依頼が多いのは、10人～50人規模の会社です。9割以上売上が減少した会社もあります。焼肉屋さんで1人の申請をしているところもあります。

金額の大小関係なく、少しでも足しになればという経営者は多いと感じています。ただし、日額8,330円の上限では雀の涙程度にしかならない現実もあります。（上限額は近々15,000円に引き上がる予定です。）

顧問先は半数以上が問合せをしてきました。雇用調整助成金の他、持続化給付金、小学校等休業等対応助成金、テレワーク助成金等の助成金、社会保険料納付猶予等の相談も多いです。顧問先では、顧問先のネットカフェが閉店になり、M&Aされた会社もあります。連絡が取れなくなった会社も1社あります。

顧問先の助成金対応をしている最中、2020年4月24日、日経新聞に不名誉な記事が掲載されます。

「雇用調整助成金利用なお進まず」「社労士、支援二の足」（以下、掲載記事抜粋）

・記事掲載のとある社労士「外食・サービスの零細企業から毎日10件以上の相談を受けるがほとんど断ってしまっている」

- ・「法定書類がないとすぐに申請したいと言われてもなかなか難しい」
- ・「労働実態が正確につかめず申請代行を躊躇してしまう」という。
- ・「現場の社労士に政府の意図が行き届いていない面もある。」

正直、頑張って対応している（多くの同業も会社を助けるため頑張っている）最中、勘弁してくれ～と思いました。

あまりに情けなかつたので、朝、その新聞記事を見た当日に、日経新聞の「私見卓見」に投稿しました。タイトルは「雇用調整助成金の現場から」です。残念ながら掲載はされませんでしたが、記者の目には留まったと思います。何らかの影響はあったと期待します。

社労士が二の足を踏んでいる理由の一つとして、「支給要件申立書」の存在があります。

不正受給した場合に、連帯して責任を取らせる旨の記載があり、申請には社労士の記名押印が必要になります。

罰則は、(1)連帯債務(2)氏名公表(3)5年間の助成金の申請の禁止 があります。

場合によっては、社労士会から懲戒（下手をしたら資格停止）を受ける可能性もあります。

尻込みしている社労士が多いのも事実です。

顧問先の助成金すら、相談は受けるけど、（リスクが高いから）手続きはしていないな～という社労士も周りには多いと感じています。他ロータリーからも顧問社労士がやってくれないからできる？と確認がありました。ただ、よく考えてみてほしいと思います。

今まで自分たちのご飯を食べさせてくれていたのは誰なのか？

有事のときに、保身のために、顧問先の申請ですら躊躇する（対応しない）のはどうなのかとも思います。

助成金は大の苦手ですが、気合入れて申請を始めました。（緊急事態宣言時も休日出勤）

通常は顧問先（手続き顧問先）限定で申請手続きをしていますが、相談対応でも結局手取り足取り、最後まで面倒を見ているところもあります。

東日本大震災時に数社、雇用調整助成金を申請していた経験が生きました。

## ②受給するにはどうすれば良いのか

「現状はわかった。では、どうすれば受給できるのか。」について説明させていただきます。

雇用調整助成金を申請して受給するには、いくつかのステップを踏む必要があります。

### <雇用調整助成金の要件>

大前提要件：売上等が5%以上減少

1年前の同じ月に比べ、5%以上減少（2020年4月1日以降）

緩和措置：2年前の同じ月との比較も可能。事業開始1年未満の場合は、休業した月の1年前の同じ月から休業した月の前月までの間の適当な1か月との比較も可能

売上げ要件を含めて、8つのチェックリストについて、執筆監修した記事（記載当時）がございますので、ご希望がございましたらご提供いたします。

雇用調整助成金の申請書類は、徐々に簡素化されています。

記載項目は、73→38→さらに緩和（休業等計画届の提出が不要に）しています。

簡素化は確かにされているのですが、要件がコロコロ変わり、ハローワークの担当者や現場の社労士も困惑しています。

簡素化されたとしても、申請書類や添付書類を揃えるのは大変で、申請を断念した会社もあります。顧問先の総務担当者もかなりのストレスを抱えて対応していました。とある社長は、「助成金を申請することも大事だが、助成金に頼らずとも皆で頑張って売上を上げることがもっと大事だ。」と社員の前で発言し、拍手喝さい。電話越しに聞こえました。（ただ、今回の有事対応は業種にもよるので、申請したほうがいい場面が多いのも事実です。）

添付書類も大分簡素化はされていますが、不安な場合は、従前の添付書類（登記簿など）も念のため付けておいたほうが安心です。（当職はそうしています。）

### <5月19日からの特例>

1. オンライン申請が可能に

※初回・2回目に、情報漏洩がありストップ

2. 「計画届」の提出が不要に

3. 助成金額などの算出方法が簡素化

4. 申請期限を8月末まで延長

申請にあたってのポイント（コツ）は、

・休業協定書を事前（休業前）に結ぶ（休業協定書締結前に、労働者代表選任届を作成。委任状は不要）

- ・きちんと計画通りに休業させる
- ・申請書には、捨て印を押す
- ・用紙は裏面も全て印刷する
- ・念のため、通帳（表面、見開き部分）のコピーも付けて申請するこの基本を押さえれば、記載金額が間違っていても訂正してくれる可能性は高いです。

書類を正確に記載することも大変重要ですが、審査する人の側に立ち、見やすく整理するなどして、書類を準備する視点も必要です。

第2波で長期戦となる可能性もあり、支給限度日数「1年100日、3年150日+2020年4月1日～6月30日」を頭に入れておいて、柔軟に休業予定を組み立てると良いでしょう。

受給件数は、順調に伸びており、当事務所から支給申請した多くの会社も受給できています。

#### <雇用調整助成金の種類、申請書類の種類>

- 雇用保険加入者用→雇用調整助成金
- 雇用保険未加入者用→緊急雇用安定助成金

申請書類の大枠は、

- ・従業員が20人以下の会社用（雇用保険加入者、雇用保険未加入者）
- ・従業員が20人を超える人数の会社用（雇用保険加入者、雇用保険未加入者）となります。  
4月1日以前分と以降分が混在している様式もあります。

#### ■申請書類ダウンロード先

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin\\_20200410\\_forms.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html)

「20人以下」の会社は、かなり申請がしやすくなっています。

- ・休業実績一覧表（1枚目）
- ・助成率確認票（2枚目）
- ・雇用調整助成金支給申請書（3枚目）
- ・支給要件確認申立書（4枚目）

の4枚と、賃金台帳（当月と前3か月の4か月分）、出勤簿等（他、今年と去年の売上がわかる書類、役員名簿）で申請が完成します。

以下、新様式（20人以下）で対応できる会社への当事務所メール通知文章（2回目支給申請）です。

=====

今回より申請用紙が新しくなります。

エクセルシート（中に4シートあります）を添付いたします。

- ・休業実績一覧表（1枚目）  
印刷いただき、下部該当箇所に代表者印押印、社員代表者の記名・押印をお願い致します。  
上部左側（任意箇所）に捨て印をお願い致します。
- ・雇用調整助成金支給申請書（3枚目）  
印刷いただき、上部右側該当箇所に代表者印を押印願います。  
上部左側（任意箇所）に捨て印をお願い致します。

・支給要件確認申立書（4枚目）

印刷いただき、下部該当箇所に代表者印押印をお願い致します。

出勤簿（0501～0531）、給与明細（0501～0531）と通帳コピーと一緒にご郵送願います。

=====

↑ 上記のように、簡単になっています！！

また、ハローワークに持ち込むより、直接助成金センターに送付した方が早いですし、感染リスクも抑えられます。

■各都道府県 助成金窓口（送付先等※要確認）一覧

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

必要書類は、法律で整備が義務付けられているの多いため、少なくとも下記書類はしっかりと整備しておくと良いでしょう。

必要書類がないといざという時（助成金申請時など）大変になります。

- ・労働者名簿
- ・出勤簿、タイムカード
- ・賃金台帳（給与明細）
- ・雇用契約書 など、労務書類はしっかりと揃えておく。

あとは、①法律の改正も踏まえたうえで、②自社にあった取り組みをする といったことが重要です。何かあつたら、専門家の社会保険労務士を頼ってください。当職もご相談はいつでも喜んでお受けいたします。

=おまけ1=

■池袋助成金センターの現状（通知文書抜粋）

「東京労働局では、感染者の発生を踏まえ、4月15日（水）から、助成金事務センター池袋分室が所在するハローワーク池袋本庁舎を1～4階に所在するハローワーク池袋を含めて全館臨時閉鎖しております、保健所の助言の下、庁舎内の必要な範囲について消毒措置を十分に行った後、地域住民の皆様にもお知らせした上で、4月16日（木）からハローワーク池袋については通常どおり開庁して業務を行う予定としています。」

※ハローワーク、労働局の皆様も、コロナ禍でとても頑張られており、心から感謝しております！

=おまけ2=

■ドイツ クルツアルバイト

<https://toyokeizai.net/articles/-/343663?page=3>

ドイツでは、助成金の申請に2ページの申請書類と、同じく2ページの休業計画書、従業員の労働実態を示したリストの3つがあれば受理される仕組みでしたが、今回の新型コロナ危機では簡略化された1ページの申請書類とリストのみで申請ができるようになりました。また、パソコン上で必要事項を入力し、オンラインで申請できるので窓口が混雑することもありません。

反面日本では、オンライン申請は開始当初、情報漏洩による不具合発生。2回目の開始にも情報漏洩により不具合が発生しています。

（日本の国力が危惧され、大変心配です。）